

## 第12回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月28日（木）午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）
3. 出席委員 16名
4. 欠席委員 2名
5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第27号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3	議案第28号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	議案第29号	農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について
日程第5	議案第30号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主任
7. 会議の概要

議長

ただ今から、第12回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は16名であります。

3番 片岡 文洋 委員、12番 吉田 洋一 委員が所用のため本日の総会に出席できない旨の届出がありましたので報告いたします。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により議長において、7番 原口 武実 委員、8番 宮本 明夫 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成30年5月28日の第11回総会以降で、報告していない業務について報告いたします。

#### 農業委員会業務報告

##### 1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

###### 番号1番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他20筆 256, 201㎡

契約年月日 平成27年12月21日 解約年月日 平成30年5月29日

農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

###### 番号2番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他20筆 256, 201㎡

契約年月日 平成28年3月1日 解約年月日 平成30年5月29日

農地中間管理事業の推進に関する法律による賃貸借

###### 番号3番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 5, 132㎡

契約年月日 平成25年12月20日 解約年月日 平成30年6月8日

農地法第3条による賃貸借

###### 番号4番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他1筆 9, 358㎡

契約年月日 平成24年1月27日 解約年月日 平成30年6月1日

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による使用貸借

## 2. 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用 配分計画変更について

番号1番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在

変更前 (地番) 他77筆 1, 377, 294㎡

変更後 (地番) 他57筆 1, 121, 093㎡

協議年月日 平成30年6月18日

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による貸借

## 3. 会議関係について

- (1) 5月29日(火) 平成30年度全国農業委員会会長大会  
～30日(木) 東京都、群馬県高崎市 会長出席  
「北海道選出国會議員へ要請活動、  
全国農業委員会会長大会」
- (2) 5月30日(木) 大樹町農業協同組合 第70回通常総会  
大樹町農業協同組合 大会議室 会長代理出席
- (3) 6月2日(土) 平成30年度牛馬供養祭及び大樹町家畜まつり  
大樹町共進会場 会長欠席
- (4) 6月11日(月) 第2回町議会定例会  
～15日(金) 大樹町役場議場 会長出席
- (5) 6月12日(火) 懇話会役員会  
大樹町役場1階大会議室 懇話会役員出席
- (6) 6月15日(金) 現地調査 第4班  
転用1件、現況証明1件(班会議で否決)
- (7) 6月20日(水) 農地利用調整会議 第2班  
大樹町役場1階大会議室
- (8) 6月21日(木) 大樹町担い手育成総合支援協議会、  
大樹町農業再生協議会、  
ゆとり農業推進会議、人・農地プラン検討会、  
大樹町役場1階大会議室 会長出席

- (9) 6月26日(火) 一般社団法人 北海道農業会議第85回総会  
札幌市第二水産ビル 会長出席  
「北海道農業会議の役員選任  
(会長:月形町・多田、副会長:浦河町・小林、  
副会長:帯広市・中谷、専務理事:佐久間)」
- (10) 6月27日(水) 第39回北海道農業者年金協議会総会  
札幌市北海道自治労会館 会長出席

#### 4. その他

- (1) 農作物生育作況調査(6月15日現在)  
(2) 観測用ロケット「MOMO」2号機打ち上げ延期報告  
(農地転用関係)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。  
報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。  
日程第2、議案第27号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。  
提案説明を求めます。

水津局長

議案第27号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。  
今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は2件でございます。内容は、売買による所有権移転が2件でございます。  
その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。  
以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第27号、農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。

番号1番

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 4,969 m<sup>2</sup>

理由 譲渡人 譲受人の希望による譲渡  
譲受人 経営規模の拡大

譲受人の経営地の状況

自作地 1,426,916.34 m<sup>2</sup>

使用収益権を有する土地 1,641,708.04 m<sup>2</sup>

経営地合計 3,068,624.38 m<sup>2</sup>

労働力 11名

譲受人の家畜の状況

乳牛 986頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付(予定)作物 一部連作

売買 795,040円(160,000円/10a)

地区担当委員 今村 昭仁 委員

番号2番

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 5,132 m<sup>2</sup>

理由 譲渡人 譲受人の希望による譲渡  
譲受人 経営規模の拡大

譲受人の経営地の状況

自作地 1,427,079.34 m<sup>2</sup>

使用収益権を有する土地 1,641,708.04 m<sup>2</sup>

経営地合計 3,068,787.38 m<sup>2</sup>

労働力 11名

譲受人の家畜の状況

乳牛 986頭  
周辺地域との関係  
水利調整 該当なし  
農薬の使用 農薬使用  
共同防除活動 該当なし  
遺伝子組換え作物 なし  
作付（予定）作物 一部連作  
売買 821,120円（160,000円／10a）  
地区担当委員 今村 昭仁 委員

次ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番から2番について地区担当委員より報告を求めます。  
今村 昭仁 委員から報告願います。

10番  
今村委員

報告いたします。

譲受人の希望による売買の案件となります。

譲受人は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

また、申請地は譲受人の経営地と隣接しており、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。

なお、申請地のうち（地番）については昨年、牛舎建設のために農地転用した土地になります。牛舎が完成し分筆が完了したため、今回所有権を移転することになりました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第27号、番号1番から2番の農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第28号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第28号、農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は1件でございます。内容は農業用施設の建設に伴う転用が1件です。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案いたしますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第28号、農地法第4条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 49,532㎡のうち9,013㎡

目的 農業用施設の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

牛舎 1棟 建築面積 1,657.80㎡

エプロン 建築面積 111.60㎡

併せた所要面積 2,788.80㎡

スラリータンク 建設面積 660.18㎡

所要面積 660.18㎡

飼料置場	所要面積	2, 133.44 m <sup>2</sup>
通路・作業場	所要面積	3, 430.58 m <sup>2</sup>
	合計所要面積	9, 013.00 m <sup>2</sup>

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地  
転用申請と合わせて用途変更の手続き中

許可理由 農地法第4条第6項の規定による転用

現地調査 平成30年6月15日 第4班 穀内 和夫 班長

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

こちらは申請面積が3,000m<sup>2</sup>を超えることから、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取が必要な案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

なお、土地の所有者が経営移譲年金を受給しているため、5条転用では手続きが発生するため、同意を得た上で4条での転用の申請となっております。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。

第4班 班長 穀内 和夫 委員から報告願います。

13番  
穀内委員

報告いたします。

議案第28号、1号の牛舎等建設に関する転用についてです。

6月15日に（申請人）の立会いのもと現地調査を行いました。

経営規模の拡大に伴い牛舎及びスラリータンク等を建設する案件です。

既存の施設の配置を考慮すると、他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。



これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第28号、農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、許可相当とすることで、ご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4、議案第29号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議要請についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第29号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます買入協議の要請は1件でございます。

その要請内容の可否についてご審議賜りたくご提案いたしますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第29号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

申出年月日 平成30年6月11日

土地の所在 (地番) 以下2筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計97,707㎡

農地利用調整会議 平成30年6月20日 第2班 竹内 稔 班長

この案件につきましては、農地保有合理化事業により農地を売買する案件になります。

農用地利用調整会議の結果、買受希望者の資金等の都合により、すぐに所有権を移転することが困難であり、5年間一時貸付をした後に農業経営を安定させてから買受をしたいとのことから調整が整わず、優良農地確保の観点

から、北海道農業公社による当該農地の買入れが特に必要であると認められるため、町長に対して北海道農業公社が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するよう要請するものであります。

次ページには、位置図を添付してありますのでご覧ください。

以上で、説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第29号、農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議要請についての件を採決いたします。

本案について、大樹町長に対し、農用地買入れ協議の要請をすることにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。大樹町長に対し、農用地買入れ協議の要請をする事に決定致します。

日程第5、議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第30号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は13件でございます。内容は、農地保有合理化事業による北海道農業公社の売渡しが7件、新規の使用貸借が1件、更新の貸借が5件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から12番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第30号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

番号1番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 札幌市 公益財団法人 北海道農業公社

土地の所在 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計48,559㎡

成立する法律関係 売買

利用権設定等の種類 所有権移転

利用権設定等の内容 普通畑として利用

所有権移転時期 平成30年6月29日

対価の支払期限 平成30年8月10日

土地の引渡時期 対価の支払日

金額 2,690,000円 指定口座に振込

前所有者 (地区) (氏名)

番号2番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 札幌市 公益財団法人 北海道農業公社

土地の所在 (地番) 以下計4筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計64,648㎡

成立する法律関係 売買

利用権設定等の種類 所有権移転

利用権設定等の内容 普通畑として利用

所有権移転時期 平成30年6月29日

対価の支払期限 平成30年8月10日

土地の引渡時期 対価の支払日

金額 5,200,000円 指定口座に振込

前所有者 (地区) (氏名)

番号3番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 札幌市 公益財団法人 北海道農業公社

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑  
面積 48,517 m<sup>2</sup>  
成立する法律関係 売買  
利用権設定等の種類 所有権移転  
利用権設定等の内容 普通畑として利用  
所有権移転時期 平成30年6月29日  
対価の支払期限 平成30年8月10日  
土地の引渡時期 対価の支払日  
金額 7,030,000円 指定口座に振込  
前所有者 (地区) (氏名)

番号4番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)  
利用権の設定等をする者 札幌市 公益財団法人 北海道農業公社  
土地の所在 (地番) 以下計2筆  
台帳地目 畑 現況地目 畑  
面積 合計42,457 m<sup>2</sup>  
成立する法律関係 売買  
利用権設定等の種類 所有権移転  
利用権設定等の内容 普通畑として利用  
所有権移転時期 平成30年6月29日  
対価の支払期限 平成30年9月26日  
土地の引渡時期 対価の支払日  
金額 6,150,000円 指定口座に振込  
前所有者 (地区) (氏名)

番号5番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)  
利用権の設定等をする者 札幌市 公益財団法人 北海道農業公社  
土地の所在 (地番) 以下計3筆  
台帳地目 畑 現況地目 畑  
面積 合計81,305 m<sup>2</sup>  
成立する法律関係 売買  
利用権設定等の種類 所有権移転  
利用権設定等の内容 普通畑として利用  
所有権移転時期 平成30年6月29日  
対価の支払期限 平成30年11月9日

土地の引渡時期 対価の支払日  
金額 12,090,000円 指定口座に振込  
前所有者 (地区) (氏名)

番号6番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)  
利用権の設定等をする者 札幌市 公益財団法人 北海道農業公社  
土地の所在 (地番) 以下計2筆  
台帳地目 畑 現況地目 畑  
面積 合計68,047㎡  
成立する法律関係 売買  
利用権設定等の種類 所有権移転  
利用権設定等の内容 普通畑として利用  
所有権移転時期 平成30年6月29日  
対価の支払期限 平成30年11月27日  
土地の引渡時期 対価の支払日  
金額 10,600,000円 指定口座に振込  
前所有者 (地区) (氏名)

番号7番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)  
利用権の設定等をする者 札幌市 公益財団法人 北海道農業公社  
土地の所在 (地番) 1筆  
台帳地目 畑 現況地目 畑  
面積 48,694㎡  
成立する法律関係 売買  
利用権設定等の種類 所有権移転  
利用権設定等の内容 普通畑として利用  
所有権移転時期 平成30年6月29日  
対価の支払期限 平成30年12月20日  
土地の引渡時期 対価の支払日  
金額 7,540,000円 指定口座に振込  
前所有者 (地区) (氏名)

1番から7番については、農地保有合理化事業を活用して平成20年度に  
売買をした案件で、一時貸付の期間である10年が経過したため、公益財団  
法人 北海道農業公社から買受者に売り払いする案件になります。

番号 8 番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計 2 筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計 9, 358 m<sup>2</sup>

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 使用貸借

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成 30 年 7 月 1 日 終期 平成 34 年 3 月 31 日 3 年 9 ヶ月

金額 無償

更新

この案件は、先月の総会でお認めいただいた 3 条案件の農地で、(前所有者) から借主への集積計画を合意解約し、(現所有者) から借主に使用貸借する集積計画を作成しました。元々借主が使用していた農地であり、集積計画における利用権設定の一般要件を満たしていると考えられます。

番号 9 番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計 3 筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計 58, 475 m<sup>2</sup>

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成 30 年 7 月 1 日 終期 平成 35 年 6 月 30 日 5 年

金額 10 a 当り 6, 000 円 毎年 11 月 30 日までに指定口座に振込

更新

番号 10 番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計 2 筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計 46, 773 m<sup>2</sup>

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年7月1日 終期 平成31年6月30日 1年

金額 年額233,850円 12月10日までに指定口座に振込更新

番号11番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 合計28,083㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年6月30日 終期 平成40年6月30日 10年

金額 10aあたり6,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込更新

番号12番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 47,293㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年6月30日 終期 平成40年6月30日 10年

金額 10a当り6,300円 毎年12月10日までに指定口座に振込更新

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 番号1番から番号7番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社の売り渡しと、番号8番から12番については、集積計画の更新のため地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第30号、番号1番から12番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長代理 再開致します。

それでは番号13番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号13番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計2筆

台帳地目 牧場 現況地目 牧場

面積 合計56,880㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年7月1日 終期 平成39年5月31日 8年11ヶ月

金額 10a当り6,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込

更新

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載さ



れておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長代理

番号13番については、集積計画の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長代理

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第30号、番号13番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長代理

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開致します。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、7月26日、木曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

以上をもって、第12回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成30年 6月28日

会 長 金剛不正喜

委員 ( 7番) 原口武実

委員 ( 8番) 宮本明夫